

新潟市紙おむつ支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、在宅の寝たきり高齢者等の清潔な保健衛生を確保するとともに、介護に当たる家族の精神的及び経済的負担の軽減を図り、もって、在宅の要介護高齢者等及びその家族の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(支給対象者)

第2条 紙おむつ支給の対象者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する40歳以上の在宅の市民税が課税されない者であって、次の各号にいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）による被保険者であって、要介護1から要介護5までの認定を受け、常時おむつが必要と認められる者で、認定調査票における障害高齢者の日常生活自立度の項目がB以上又は認知症高齢者の日常生活自立度の項目がⅢ以上のいずれかに該当する者
- (2) 法施行前日までに受給資格があった者

(支給の申請)

第3条 紙おむつの支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高齢者福祉サービス申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を事業年度ごとに市長に提出しなければならない。ただし、次条による支給の決定に係る通知を受けている者にあつては、当該支給決定を受けた際に受けている要介護認定の有効期間内において当該申請書の提出は要しないものとする。

(支給の決定等)

第4条 市長は、申請書を受理したとき又は前条ただし書きにより申請書の提出を要しなかった者に係る事業年度最初の支給を行おうとするときは、支給の可否を決定のうえ、高齢者福祉サービス認定通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(紙おむつ引換券の交付)

第5条 市長は、前条の規定により紙おむつを支給することとした場合は、当該支給を受けることとなった者(以下「受給者」という。)に対し紙おむつ引換券(別記様式第3号)(以下「引換券」という。)を交付するものとする。

2 引換券は、次の各号に掲げる受給者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める枚数を交付するものとする。

(1) 市民税非課税世帯の者であって、かつ、要介護1から要介護3までのもの パンツ型60枚又は平型200枚に相当する引換券

(2) 市民税非課税世帯の者であって、かつ、要介護4又は要介護5であるもの パンツ型90枚又は平型300枚に相当する引換券

(3) 市民税本人非課税の者 パンツ型30枚又は平型100枚に相当する引換券

3 市長は、受給者に対し前項第1号から第3号までの引換券は毎月交付するものとする。
(支給開始月)

第6条 第3条本文の申請により支給を決定した場合の紙おむつの支給は、当該申請のあった月の翌月分からとする。

(支給の方法)

第7条 紙おむつの支給は、市長の指定する紙おむつ納入業者が受給者の自宅に配達し、引換券と交換して引き渡す方法により行うものとする。

2 受給者は、引換券を納入業者と交換する際に、受給者が在宅である旨を当該引換券に署名することにより申告しなければならない。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、受給者が第2条に規定する対象者要件を欠くことになった場合には、高齢者福祉サービス支給決定取消通知書(別記様式第4号)により当該受給者に通知するものとする。ただし、取消しの理由が受給者の死亡又は市外への転出の場合には、受給者への通知を省略することができる。

2 前項の規定により通知を受けた者は、未使用の引換券を市長に返還しなければならない。

第9条 この要綱の定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条に基づく申請は、施行期日前においても受理することができるものとし、平成12年4月中における申請については、第6条第1項の規定に関わらず当該月からの支給をすることができる。

附 則

この要綱は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月21日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年11月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

高齢者福祉サービス申請書（要介護者支援）

（宛先）新潟市長

次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

台帳作成	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 更新
------	-----------------------------	-----------------------------

フリガナ			生年月日	年	月	日
本人又は申請代理人氏名（自署）			本人との関係			
申請代理人住所	〒		電話番号			

* 申請者が被保険者本人の場合は、本人の氏名のみ記入してください。

被 保 険 者	被保険者番号	<input type="text"/>	個人番号	<input type="text"/>			
	フリガナ			生年月日	年	月	日
	氏名						
	住所	〒		電話番号			

申請するサービスおよび該当する項目の□にレ印をつけてください。

- | | | |
|---|--------------------------------|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> ①紙おむつ | <input type="checkbox"/> ②寝具乾燥 | <input type="checkbox"/> ③訪問理美容 |
| [対象] | [対象] (新規は対象外) | [対象] |
| 要介護度1～5 常時おむつ必要
保険料段階 高齢者1～5
寝たきり度B・Cまたは
認知症度Ⅲ・Ⅳ・Mの方 | 要支援以上
寝たきり度B・Cの方 | 要支援2以上の方 |

1. 私（対象者）の被保険者台帳及び受給者台帳・高齢者サービス受給者台帳を下記の事業者・市の関係機関が閲覧すること
2. 審査の際、介護保険料台帳及び私の世帯の住民登録資料、税務資料を市の関係機関の職員が閲覧すること
3. 紙おむつ支給事業・寝具乾燥事業実施の際、実施事業者が高齢者サービス受給者台帳を閲覧すること
4. 上記サービスの更新申請案内については、介護認定の更新案内とともに事業者より受けること
5. 紙おむつ支給認定者について、ごみ処理手数料の免除（ごみ袋無償配布）のため、市の関係機関に情報を提供すること
上記1～5に同意します。

本人又は申請代理人氏名（自署）

事業者記入欄

市事業者コード	<input type="text"/>	県指定事業所番号	<input type="text"/>
事業者名 所在地・連絡先	〒		電話番号

認定通知書

年 月 日付けで申請のあったサービスについては、下記のとおりです。

(対象者)

(住所)

紙おむつ

「 」

「内容」

注：紙おむつの対象の方については、サイズ・タイプにより枚数が変更になる場合があります。

年 月 日

新潟市長

()

お問い合わせ TEL

紙おむつについて

紙おむつ引換業者

1. 引換券の該当月になりましたら上記業者へ電話で注文してください。
2. 引換期限内に紙おむつと引換えてください。休業日は引換えできません。また、期限が過ぎている券はご利用できません。
3. 紙おむつは、入院・入所中に交換することはできません。

(別記様式第3号)

紙おむつ無料引換券

(年 月 分)

引換期限 月 日 ~ 月 日

氏名 () は 月 日現在
在宅ですのでおむつを引換えます。

(別記様式第4号)

年 月 日

様

新潟市長

高齢者福祉サービス支給決定取消通知書

年 月 日に決定のあったことについて、紙おむつ支給事業実施要綱第2条に規定する要件について欠くことが認められたため、支給の決定を取り消します。